

平成 30 年 9 月 7 日

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆さまへのご相談・お手続きについて

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

北海道信用金庫（理事長 前田 繁利）は、このたびの地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、以下のお手続きをさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

1. 各種のご相談・お手続きについて

- (1) 預金証書、通帳、キャッシュカード、お届け印を紛失された方は、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いの手続きをさせていただきますので、ご相談ください（ご本人さまを確認できる資料をできるだけお持ちください）。
- (2) 定期預金等の期限前のお払戻しが必要な場合は、窓口にご相談ください。
- (3) 今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ取立に応じることとしておりますので、ご相談ください。
- (4) 災害時における手形、小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分等については、ご相談ください。
- (5) 汚れた紙幣・硬貨の両替等は、窓口にご相談ください。
- (6) 国債を紛失した場合は、窓口にご相談ください。
- (7) 災害復旧に向けた各種ご融資やお借入れ資金のご返済は、各営業店の融資窓口にご相談ください。
- (8) インターネットバンキング、ファームバンキング等のシステムは正常に稼働中です。
- (9) 外国為替関連で緊急を要する場合は、窓口にご相談ください。

2. 各種窓口

営業中の当金庫本支店窓口（営業中の店舗については当金庫ホームページをご確認ください）。

以上